

熊 本 県 森 林 審 議 会

会 議 次 第

日 時 令和6年（2024年）11月25日（月）

14：30～16：30

場 所 熊本県庁本館5階 審議会室

1 開 会

2 農林水産部長挨拶

3 会長挨拶

4 議 事

（1）諮問事項

ア 白川・菊池川地域森林計画（案）について

イ 地域森林計画変更計画（案）について

（緑川、球磨川及び天草森林計画区の地域森林計画）

（2）報告事項

熊本県水とみどりの森づくり税について

5 閉 会

熊本県森林審議会委員名簿

任期：令和５年（２０２３年）１０月１９日から令和７年（２０２５年）１０月１８日まで

五十音順

◎

区分	氏名	ふりがな	職業等
試験研究機関	伊神 裕司	いかみ ゆうじ	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 九州支所長
国の機関	池田 秀明	いけだ ひであき	九州森林管理局計画保全部長
市町村	木下 丈二	きのした じょうじ	五木村長
県民代表	坂本 陽子	さかもと ようこ	NPO法人熊本消費者協会
大学関係	副島 顕子	そえじま あきこ	熊本大学大学院先端科学研究部 理学専攻生物科学 教授
林業関係団体（川下）	高見 睦代	たかみ むつよ	長迫木材有限会社 代表取締役
金融機関	中澤 勝美	なかざわ かつみ	日本政策金融公庫熊本支店 支店長兼農林水産事業統轄
林業関係	野中 優佳	のなか ゆか	株式会社ゆうき 代表取締役 林業家・県林研グループ女性部代表
林業関係団体（川上）	三原 義之	みはら よしゆき	熊本県森林組合連合会 代表理事専務
建築関係	森本 はるか	もりもと はるか	公益社団法人熊本県建築士会女性部

◎ 審議会会長

白川・菊池川森林計画区の概況

—計画の大綱—

熊本県森林審議会

令和6年11月25日

熊本県の森林・林業の現況

- 森林面積は、県土面積の62%にあたる46万ha
- 民有林は、比較的**人工林が多い**のが特徴
スギ人工林面積は**全国第4位**
- 木材生産産出額（R4）は**全国第6位**
- 素材（丸太）生産量は**全国第7位**(R4)と全国でも有数の林業県
スギ 第5位
ヒノキ 第1位

区分	単位	全国	九州・沖縄	熊本	全国に対する熊本の順位
森林面積 (R4)	万ha	2,502	277	46	18
民有林面積 (")	"	1,737	223	39	18
民有林人工林面積 (")	"	783	223	24	7
民有林人工林率 (")	%	45	52	61	9
木材生産算出額 (R4)	千万円	29,282	7,673	1,599	6
民有林人工造林面積 (R4)	ha	20,521	5,567	1,001	5
うちスギ人工造林面積 (")	"	7,773	4,803	804	4
うちヒノキ人工造林面積 (")	"	1,187	232	104	3
素材（丸太）生産量 (R4)	千m³	20,643	5,165	922	7
うちスギ素材生産量 (")	"	11,917	4,166	615	5
うちヒノキ素材生産量 (")	"	3,176	859	280	1
製材用素材生産量 (")	"	12,267	4,212	726	4

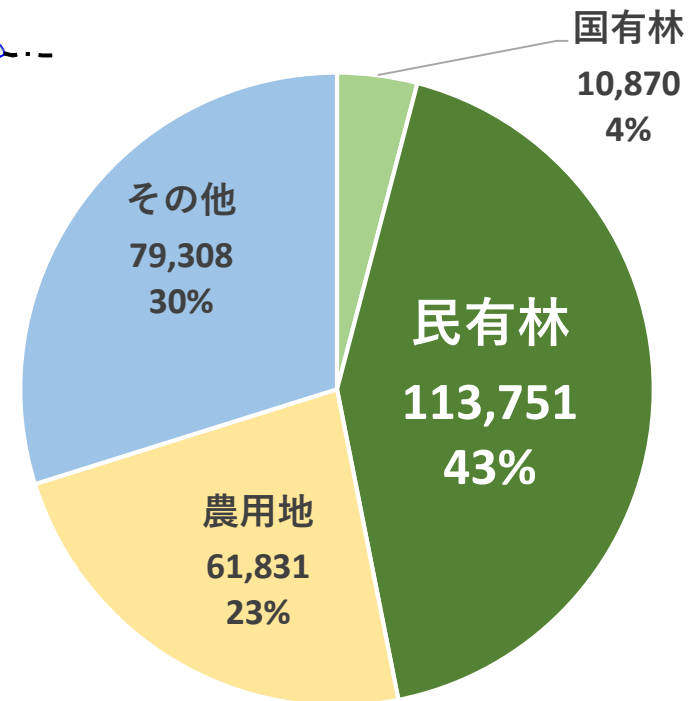
土地利用の現況

森林計画区位置図

白川・菊池川計画区



白川・菊池川計画区の土地利用
(総面積265,760ha)

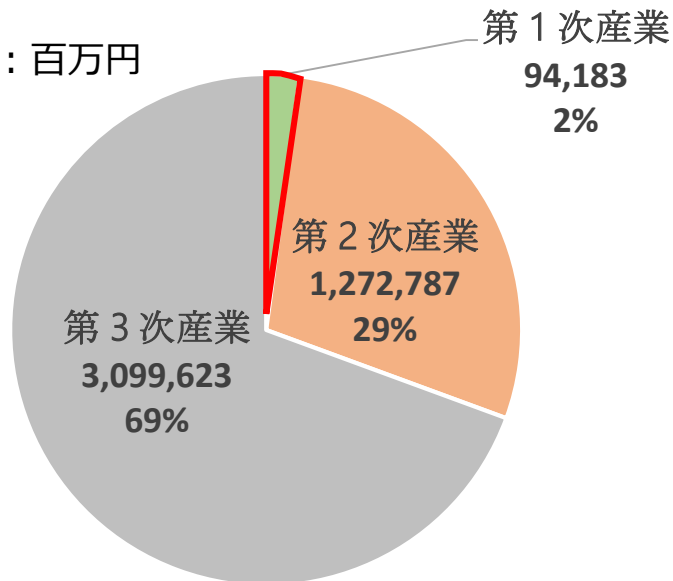


産業の概要（林業生産額の現況）

産業別生産額

【白川・菊池川計画区 令和3年度】

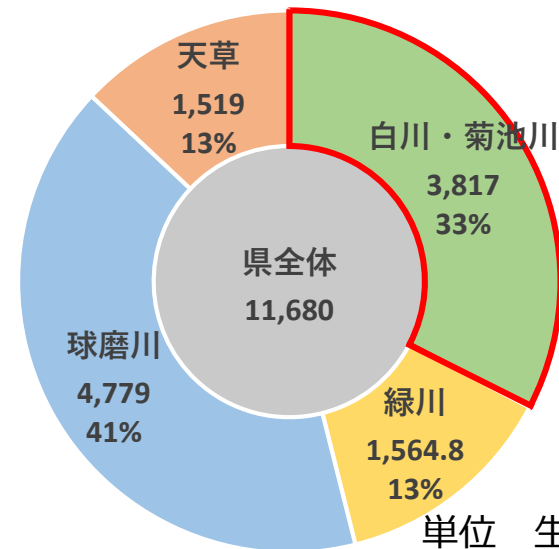
単位 生産額：百万円
構成比：%



木材の搬出

林業生産額

【熊本県 令和3年度】



素材市場
(小国町森林組合)

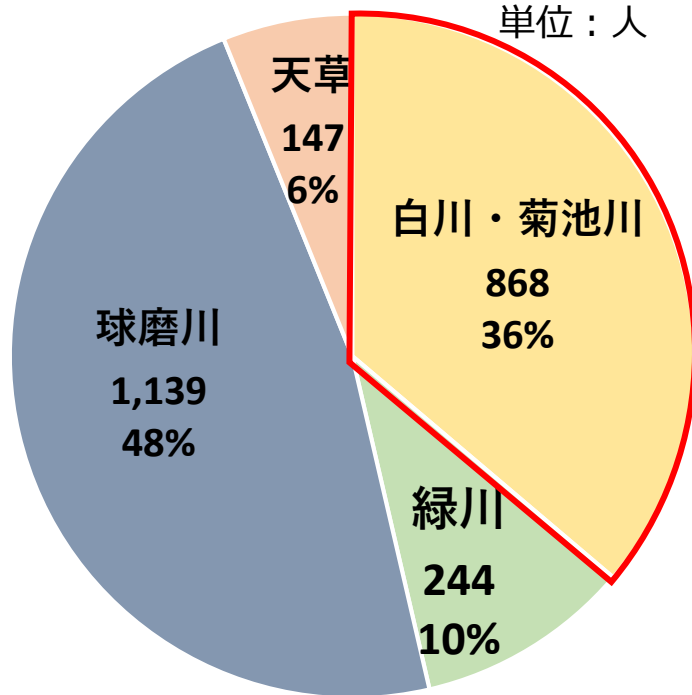
単位 生産額：百万円
構成比：%

産業の概要（林業就業者数の現況）

林業就業者数（全県）

【R 2 国勢調査】

単位：人



○総人数2,398人



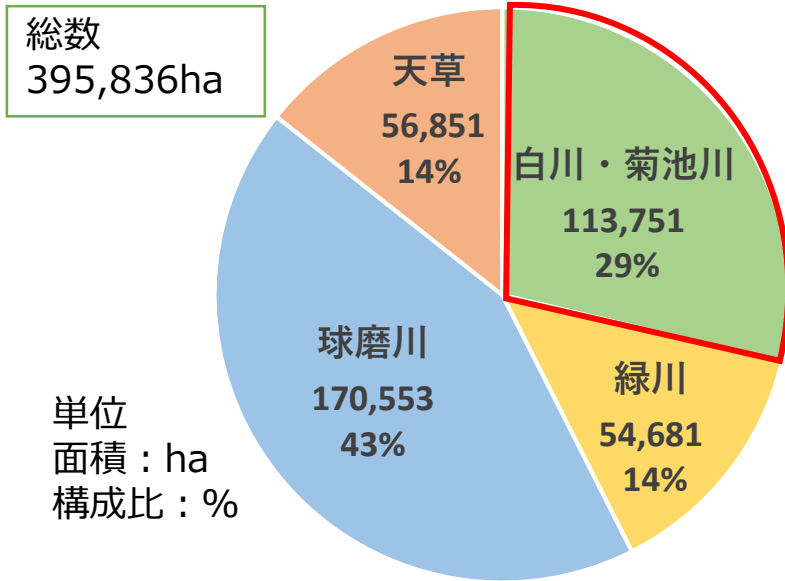
チェーンソー操作研修会（R5）



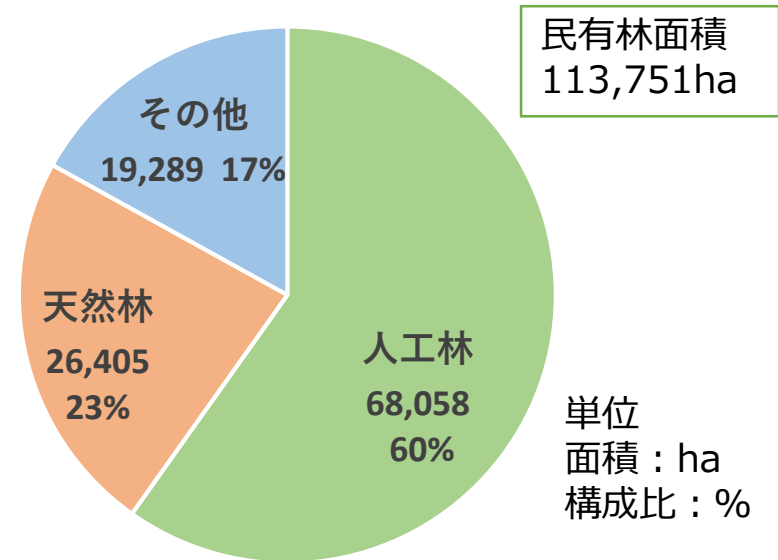
高校生への高性能林業機械操作研修会（R5）

民有林の概要（森林資源の現況）

計画区別民有林面積（R7.4.1時点）



民有林の林種別構成（白川・菊池川計画区）



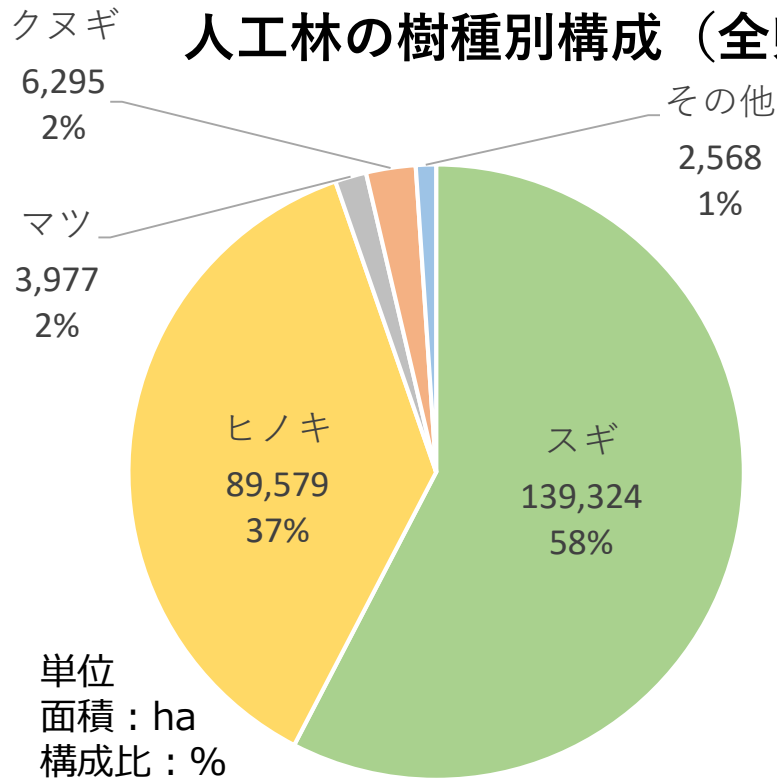
○ 人工林率は
全県 61%
白川・菊池川 60%

○ その他のうち
竹林の面積は4,084ha
県の竹林面積の42%を
占める



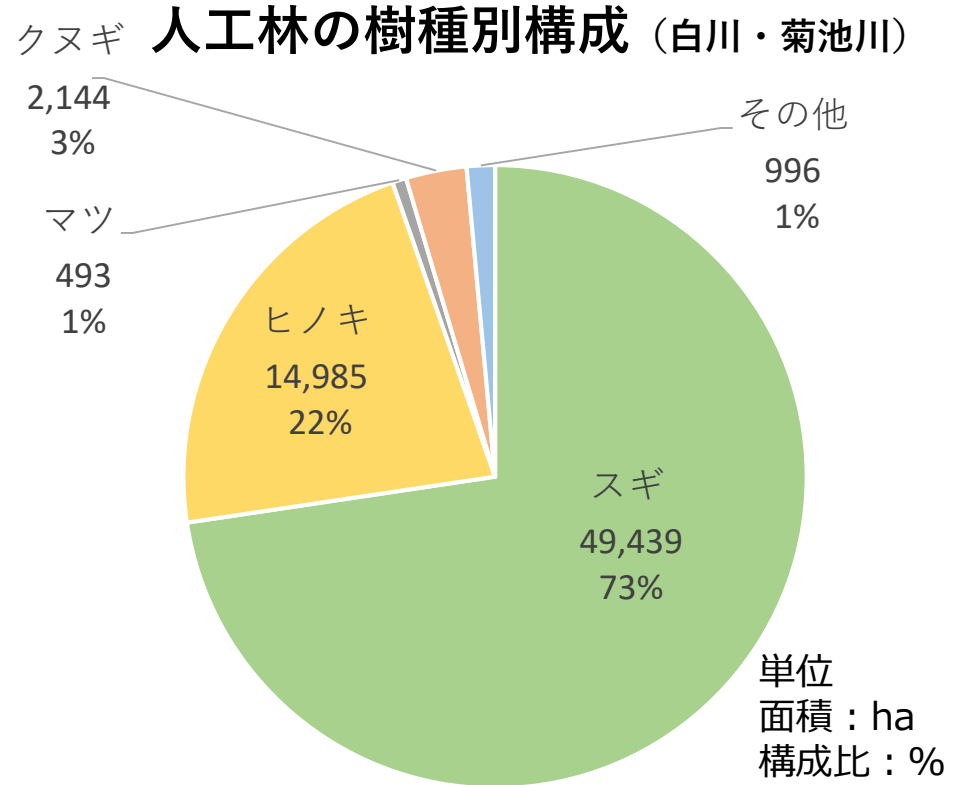
民有林の概要（人工林の樹種別構成）

人工林の樹種別構成（全県）



スギ林

人工林の樹種別構成（白川・菊池川）



ヒノキ林

○白川・菊池川計画区は、
スギ林の占める割合が高い

全県58%

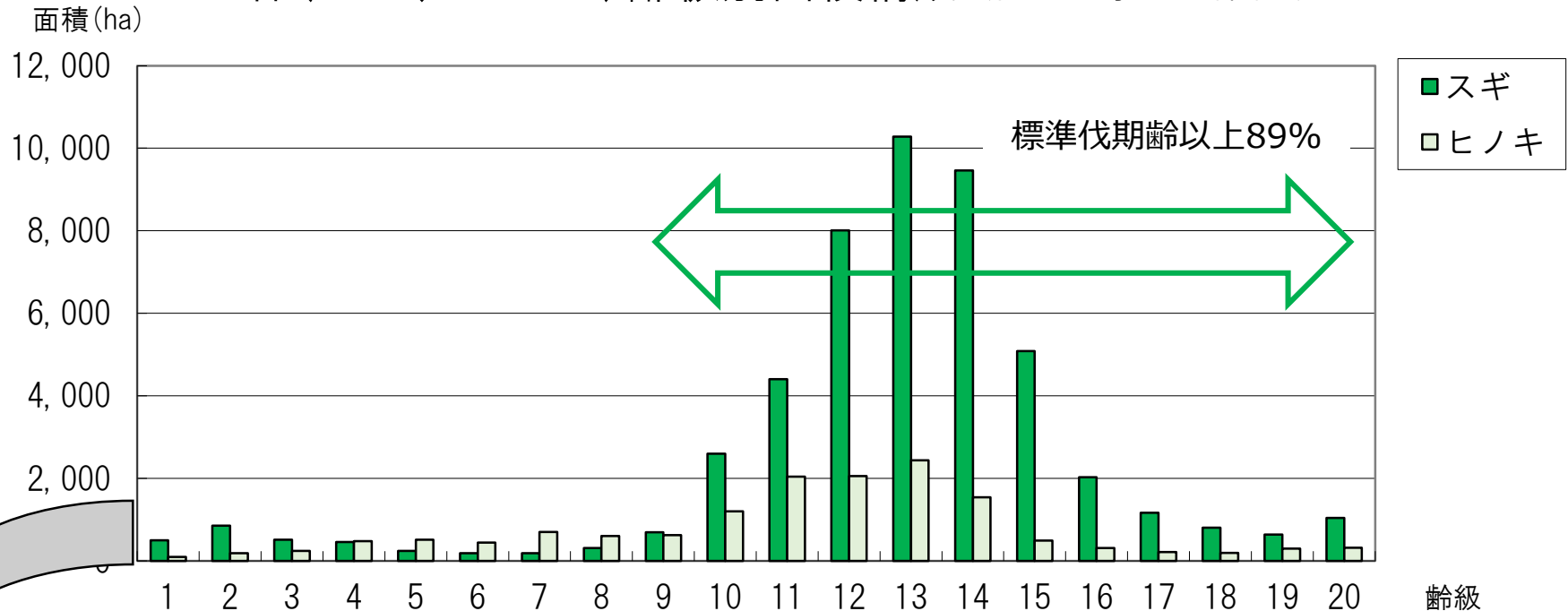
白川・菊池川73%

民有林の概要（スギ・ヒノキの齢級別構成）

〔現状〕

- 人工林の齢級構成は、スギ、ヒノキともに13齢級をピークとする分布
- 主伐可能な標準伐期齢以上の面積は、人工林の89%を占め、人工林資源が成熟化

人工林（スギ、ヒノキ）齢級別面積構成（白川・菊池川計画区）

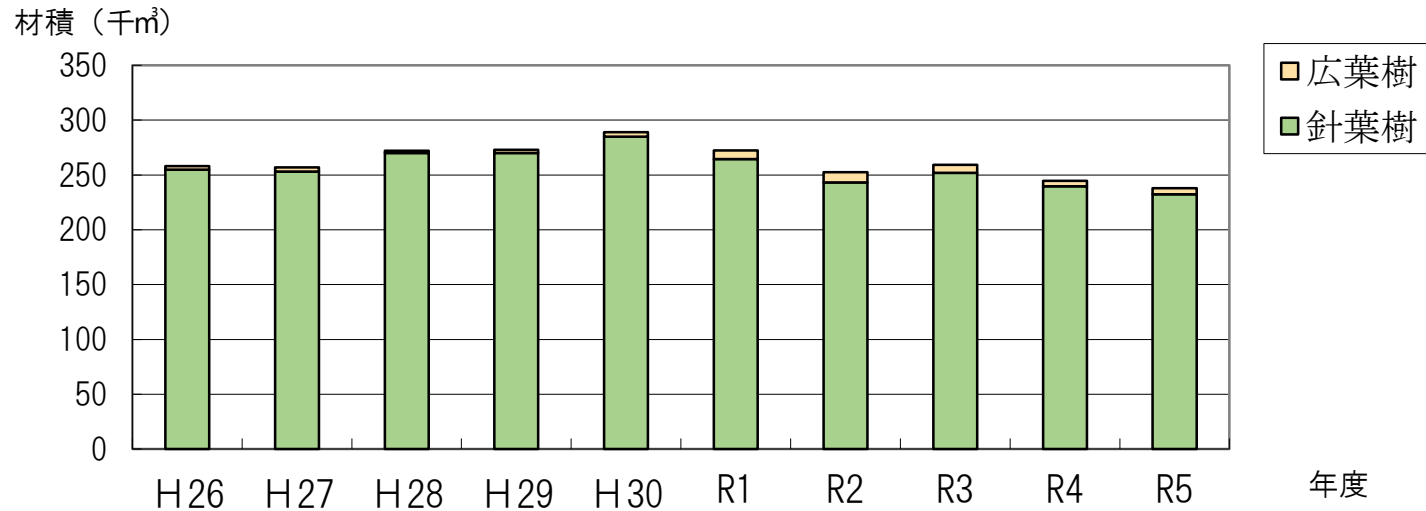


◎ 森林資源の循環利用の促進

◎ 『伐って・使って・植えて・育てる』サイクルの確立

伐採の動向

民有林における伐採の動向（白川・菊池川計画区）



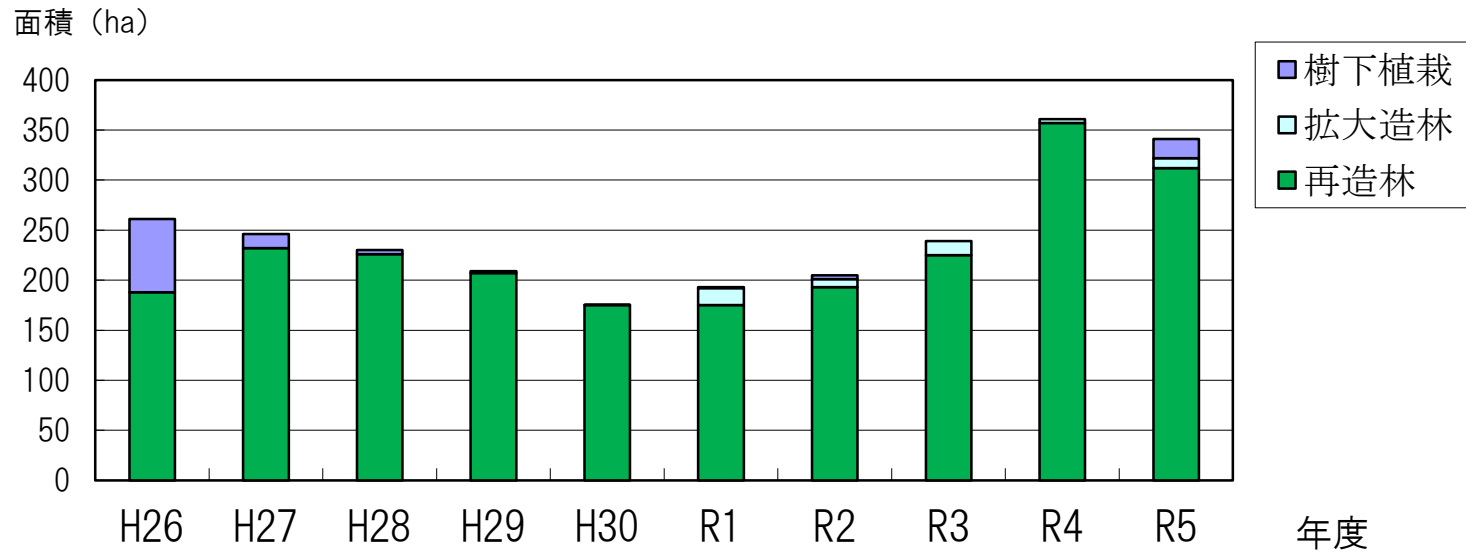
伐採状況



集材状況

造林面積の推移

民有林の造林面積推移（白川・菊池川計画区）



苗畑（菊池市）



コンテナ苗の生産（南阿蘇村）

基盤整備の状況

- 既設林道 280路線
既設延長 581km
- 林道密度
全県 5.4m/ha
白川・菊池川計画区 5.1m/ha
- 作業路 3,719路線
総延長 2,087km

※令和5年度末



作業路の開設状況（和水町）

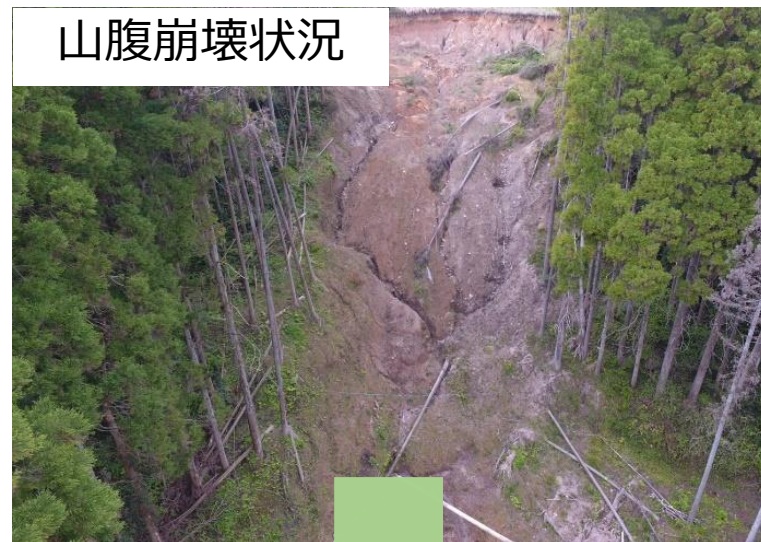


阿蘇東部線（阿蘇市）



林業専用道（高森町）

治山事業の計画・実施状況



木材の流通・加工

○ 素材市売市場 7か所
(取扱量 413千 m^3 県全体の39%)

○ 製材工場 41工場
(生産量 226千 m^3 県全体の53%)

○ チップ工場 11工場
(生産量 355千 m^3 県全体の48%)

B P 材工場 (山鹿市)



※令和5年度末



製材工場 (山鹿市)



素材市場 (熊本市)

(参考) 地域産材の活用



立野交流施設（立野駅）（南阿蘇村）



木工教室（山鹿市）



木塀（熊本市）



案内看板（熊本市）



ウッドデッキ（小国町）

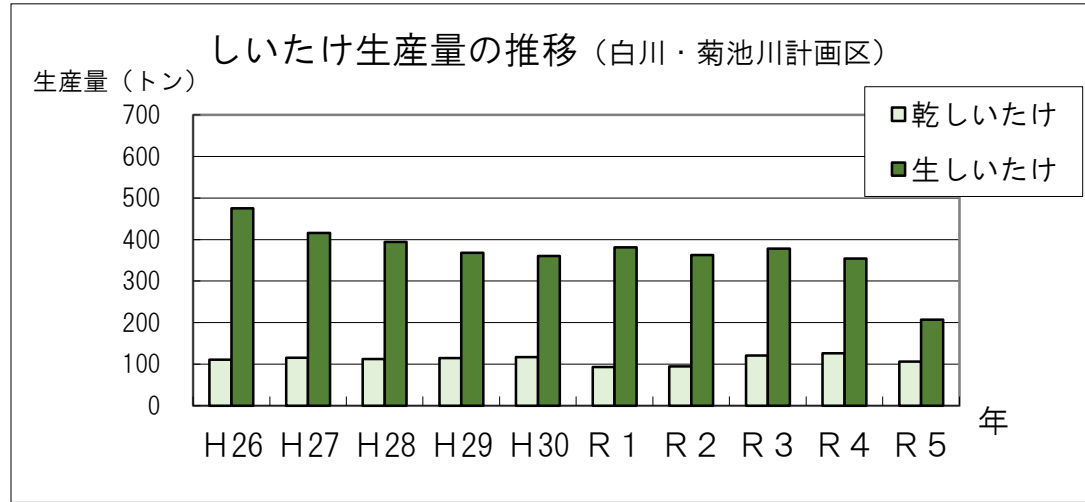
特用林産物の生産

○乾しいたけ生産量 106トン（県全体の57%）

○生しいたけ生産量 207トン（県全体の46%）



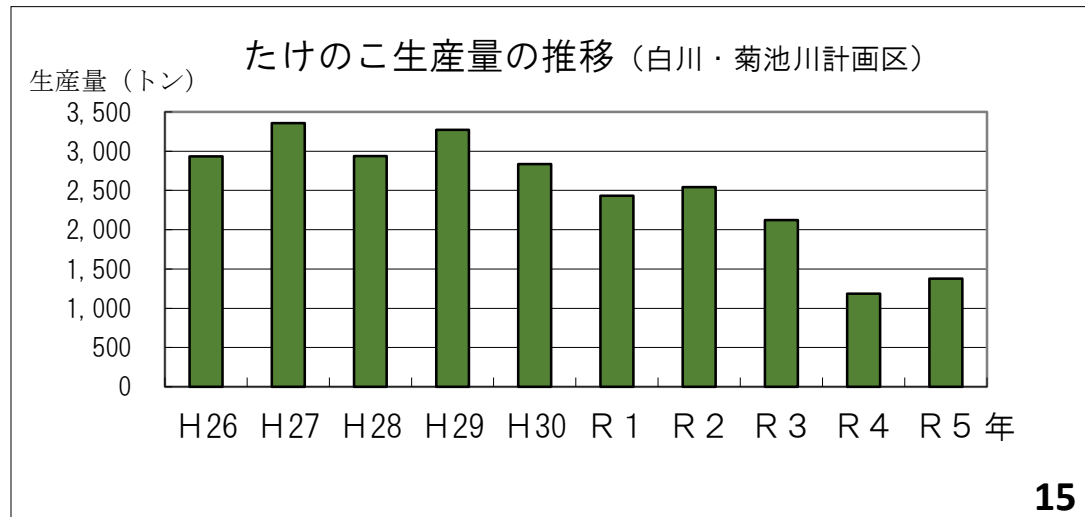
しいたけ ほだ場（菊池市）



○たけのこ生産量 1,378トン（県全体の87%）



たけのこ園地（山鹿市）



(参考) 玉名地域の取り組み

小岱山ナラ枯れ被害調査と周知活動



被害調査



被害状況



被害調査



管内市町への情報共有



先進地視察

(参考) 鹿本地域の取り組み

小学生への森林教室・木工教室・植樹祭活動

緑の少年団活動



森林教室



植樹祭



木工教室

(参考) 菊池地域の取り組み

森林環境譲与税の事業化推進のための活動



先進の市町も招待し
会の活発化



ワールドカフェ形成で
積極的なアイデア出し



R5.8.9熊日日新聞の掲載記事

●森林環境譲与税で意見
交わす
森林環境譲与税の事業化
推進に向けた意見交換会が
4日、菊池市限府の県県北
広域本部であり、菊池郡市
の森林組合や林業研究グル
ープ、自治体関係者ら約30
人が参加した。同本部林務
課主催。

2024年度から個人に
課税される森林環境税を財
源とする譲与税の活用方を
考える狙い。森林整備、人
材育成、木材利用、特用林
産の4班で話し合い、運搬
道の開設費用の支援や木育
活動の推進、竹林整備に関
する所有者への意向調査な
どを求める意見が上がった。

施策立案のフォローアップ

アイデア書をもとに

フォローアップ会議

令和5年8月
熊本県県北広域本部農林水産部林務課

8月4日「森林環境譲与税の事業化推進に向けた意見交換会」
～グループワークによる事業化アイデア～

1. 森林整備	【人工林の整備等】 - 下刈りが大変。資金のIP（下刈り準備の補助等）。 - 再造林が進まない。伐後放牧地の対策（地蔵の補助等）。 - 保育事業が進まない。保育事業に対する補助（下刈り10年生まで、焼打り・保育開位の補助金等）。 - 伐出費用が安い。国有林事業のように現地の地形条件等に応じた補正を加味してほしい。 - 材価が安い（最低でも15,000円満たないと採算が合わない）。材価の補助。 - 未利用材の買取価格が低い。未利用材の搬出補助。 - 荒れたクヌギ平山の管理方法の検討と整備に対する補助。 【路網の整備】 - 路状が悪い山や道が全くないゼロから作業道を作る場合、経費がかかる。開設費用の助成（所有者負担をゼロに）。 - 作業道開設のために通過する森林所有者から、中々承諾が得られない。開設費用の助成（所有者負担をゼロに）。 - 通路から張り出し路末が距離で10、トラックが通れない。林道沿線の整備。 【森林情報整備】 - 森林情報観が現地と違う。航空レーザ測量をかけてほしい。 - 林道管理が関係ないが、林道管理の事業化の検討。
---------	--



(参考) 阿蘇地域の取り組み

林業担い手育成のための活動



ASO NO DAMON

阿蘇で林業って
どうよ? いいんじゃない?

**林業就業者
募集中!**

だって、阿蘇の
65%は森林
なんだから! そうよ、阿蘇は
九州の水がめ
なんだから!

阿蘇の大自然・林業に関心のある方、まずは3日間林業体験をしてみませんか?
※体験期間中は、林業従事者の指導を受けながら、チェーンソーやトラクタの操作を体験し、林業の魅力を体感いただけます。
※体験料は無料です。体験期間中は宿泊費は別途必要となります。体験期間中は、阿蘇の自然を満喫いただけます。

林業就業者の募集の声
「林業は、自然と向き合い、地域を元気にする仕事です。阿蘇の自然を満喫しながら、林業の魅力を体感いただけます。」
林業就業者の募集の声
「林業は、自然と向き合い、地域を元気にする仕事です。阿蘇の自然を満喫しながら、林業の魅力を体感いただけます。」

阿蘇地域林業担い手対策協議会事務局 TEL0967-22-2312
〒866-0812 熊本県阿蘇市阿蘇 阿蘇地域林業担い手対策協議会事務局

トライアル林業募集中

阿蘇の大自然・林業に関心ある方
3日間林業体験してみませんか!
阿蘇地域林業担い手対策協議会
(熊本県阿蘇地域振興局林務課内)
TEL0967-22-2312

ASO NO DAMON

YAMAHAMA

就業者募集広告掲載

全国森林計画（令和5年10月策定）

○全国森林計画の計画量

広域的な流域（44流域）ごとに

森林整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量について、**森林・林業基本計画**（令和3年6月閣議決定）に示されている目標等の考え方と最新の森林資源の現況を踏まえ、新たな計画期間に応じた計画量を算定されました。

区 分		計画量	年平均	(参考) 実績 2019～2021年平均
伐採立木材積 (万m ³)	総数	88,899	5927	4897
	主伐	54,458	3631	3122
	間伐	34,441	2296	1775
間伐面積（参考）（千ha）		5,886	392	362
造林面積 (千ha)	人工造林	1,375	92	34
	天然更新	792	53	56
林道開設量（千km）		14.6	—	—

注）計画期間（令和6年4月1日～令和21年3月31日）の総量

全国森林計画（令和5年10月策定）

○計画の概要：盛土等の安全対策の適切な実施

● 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、点検が必要な箇所は約3.6万箇所（11月末暫定集計）。

現行制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ **各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
（一部の地方公共団体では条例を制定して対応）

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり



死者・行方不明者27名、家屋被害128棟

R3.7 静岡県熱海市



H21.7 広島県東広島市



廃棄された土石の崩落

死者1名、重傷者1名、家屋被害1棟

R3.6 千葉県多古町



廃棄された土石の崩落

軽傷者1名、県道通行止め

法案の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、**土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“盛土規制法”

※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定

全国森林計画（令和5年10月策定）

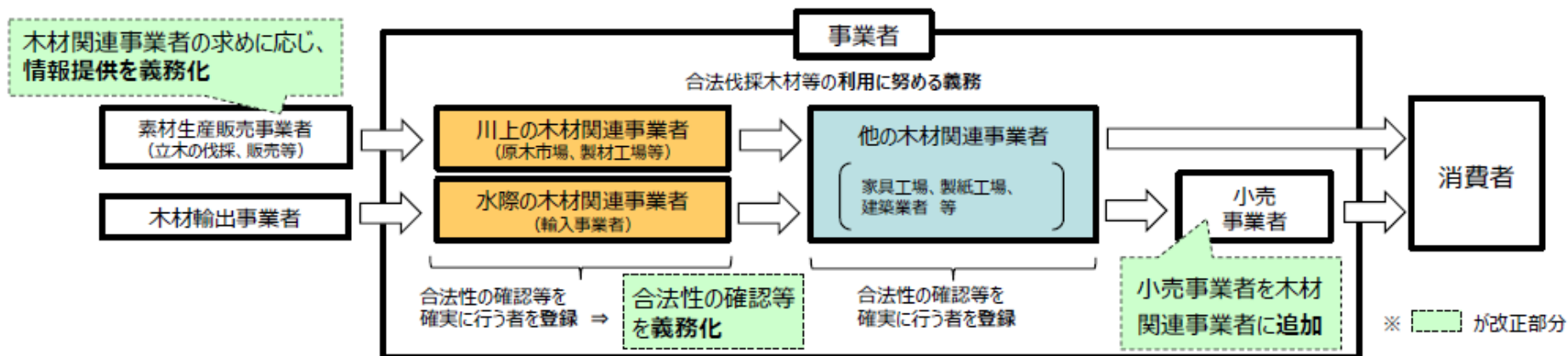
○計画の概要：木材合法性確認の取組強化

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部が改正（R5.5.8公布）

1. 背景

- ・ 違法伐採は森林の有する多面的機能に影響を及ぼす恐れ
（違法伐採された木材の流通は木材市場の公正な取引を害する恐れ）
- ・ 合法性が確認された木材は、約 4 割程度 → 更なる取組が必要

2. 法律の概要



全国森林計画（令和5年10月策定）

○計画の概要：花粉発生源対策の加速化

花粉発生源となるスギの人工林について、「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用を推進し、花粉の少ない多様で健全な森林へ転換していきます。

伐って利用します

花粉を飛散させる
スギ人工林等を伐採・利用します。

住宅に加えて、公共施設や商業施設の木造化等にスギ材を利用することにより、花粉を飛散させるスギ人工林の伐採を進めます。



伐採された木材
の利用拡大



花粉発生源
である立木
の伐倒・搬
出

植え替えます

花粉の少ない苗木等による植替や
広葉樹の導入を進めます。

花粉の少ない苗木の生産増大に取り組み、
スギの伐採跡地への植栽を促進
します。また、条件不利地においては、
伐採後の広葉樹の導入等を進めます。

花粉の少ない苗木等の生産体制を増強



出させません

スギ花粉の発生を抑える技術の実
用化を図ります。

スギ花粉の飛散防止剤の開発・普及等、スギ花粉の発生を抑え
飛散させない技術の実用化を図ります。



花粉飛散防止剤により枯死した雄花



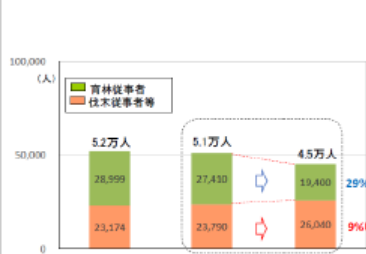
全国森林計画（令和5年10月策定）

○計画の概要：林業労働力の確保の促進

○ 再造林の推進、「新しい林業」の実現に向けた人材の確保・育成

森林を将来にわたり適切に整備・保全していくため、特に再造林・保育を担う労働者の確保に向けた取組を強化、「新しい林業」の実現に必要な造林やICT等の知識や技術、技能を持つ人材の確保・育成

■ 作業種別林業従事者数の推移



■ 「新しい林業」イメージ

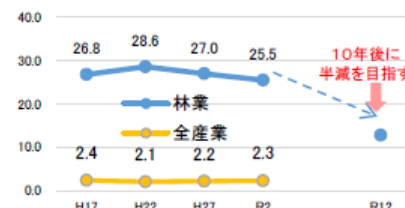


再造林を担う従事者の確保
「新しい林業」の実現に向けた人材の育成

○ 林業労働安全対策の強化

極めて高い労働災害の発生状況の改善に向けた、伐木作業や小規模経営体の安全対策強化、高性能林業機械等の導入・開発促進

■ 森林・林業基本計画における死傷年千人率の目標

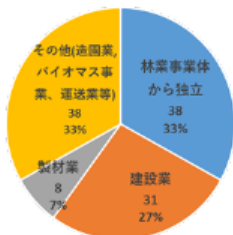


全産業の10倍を超える災害発生状況の改善

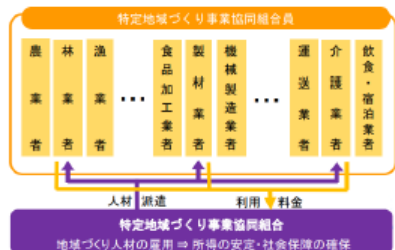
○ 地域課題に応じた新規参入等多様な担い手の確保

地域の実態に応じた林業への新規参入や起業、自伐型林業、特定地域づくり事業協同組合、地域間の労働力のマッチング等の林業労働の裾野拡大にもつなげる取組を推進

■ 多様な新規参入の形態（参入前の職種）



■ 特定地域づくり事業協同組合による林業への就業



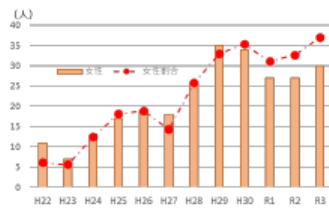
新規参入等多様な担い手の確保

資料：林野庁業務資料
注：直近3～5年間の間に新規参入した経営体で、都道府県において把握されたもの

○ 女性の活躍・定着、外国人材の受入れ

女性の活躍・定着に向けた交流機会の創出、職場環境改善の促進、外国人材の受入れに向けた技能実習2号追加、特定技能制度への林業分野の追加の検討

■ 「緑の雇用」事業における女性新規就業者の推移



■ 外国人労働者数の推移



女性の活躍・定着の促進
外国人材の受入れ

資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各注：日本標準産業分類「中分類林業」に分類される事

※林野庁HPより

白川・菊池川地域森林計画(案)の概要

令和 6 年度（2024 年度）

熊本県農林水産部森林局森林整備課

白川・菊池川地域森林計画(案)の概要

地域森林計画で定める事項

I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 2 その他必要な事項

第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 2 造林に関する事項
- 3 間伐及び保育に関する事項
- 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- 2 保安施設に関する事項
- 3 鳥獣害の防止に関する事項
- 4 森林病虫害の駆除及びその他の森林の保護に関する事項

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

第6 計画量等

- 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積
- 2 間伐面積
- 3 人工造林及び天然更新別の造林面積
- 4 林道の開設及び拡張に関する計画
- 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

第7 その他必要な事項

- 1 保安林その他制限林の施業方法

I 計画の大綱 →資料2 ※スライドにて

II 計画事項

1 地域森林計画対象森林の面積について

- ・「第1 計画の対象とする森林の区域」（計画書P25）

造林事業申請や林地開発許可等に関する資料並びに空中写真により農地等から森林への編入や森林以外への転用等の把握を行い、併せて必要に応じて現地調査を行うなど、森林資源の現況を把握し、森林の区域を特定しています。

地域森林計画対象森林の面積

計画区	前計画	今回計画	増減	増減理由
白川・菊池川	114,135ha	113,751ha	384ha減	森林以外への転用等による減

2 花粉症対策の加速化について

- ・「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」
- ・「第3 森林の整備に関する事項」 (計画書 P26～35)

①前計画からの変更点

全国森林計画での花粉症対策の加速化に対する考え方を踏まえて花粉の少ない多様で健全な森林への転換等の促進について以下（**朱書き**）のとおり加筆しています。

計画書 P26

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林資源の状況、自然的・経済的条件、社会的要請及び地域の特性を総合的に勘案し、併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林の有する機能ごとに、その「機能発揮の上から望ましい森林資源の姿」を表Ⅱ－2のとおり定める。

なお、本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源となる、スギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の少ないスギ苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林等への誘導等により、花粉の少ない多様で健全な森林への転換等を促進していく。

計画書 P32

ア 立木竹の伐採（主伐） （略）

また、本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源となる、スギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の少ないスギ苗木の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林等への誘導等により、花粉の少ない森林への転換を図る。

計画書 P34

2 造林に関する事項

（市町村森林整備計画において定める事項の指針）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の造林面積（表Ⅱ－14）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して、造林に関する事項を定めるものとする。

また、花粉症発生源対策の加速化を図るために、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入に努める。

3 森林整備（伐採、林道開設等）について

- ・「第3 森林の整備に関する事項」（「第6 計画量等」を含む）

（1）主伐について

① 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P15～16）

前計画【10ヵ年：R2～R11年度】における前半5ヵ年【R2～R6年度】実行結果			
項 目	計 画	実 行	実行率
主伐立木材積	1,987千m ³	995千m ³	50%

主伐立木材積は995千m³（実行率50%）となりました。

主伐の実行率が計画を下回った要因としては、長期的な木材価格の低迷や林業従事者数の減少等による労働力不足が要因と考えられます。

今後は、森林資源の充実化に伴い、主伐量が増加していくものと考えられることから、より一層、林業従事者の育成・確保を図る必要があります。

② 今回計画量（計画書P61）

全国森林計画の計画量の見直しに伴い、主伐の伐採立木材積の計画量を変更しています。

区 分	前計画 【R2～R11年度】	今回計画 【R7～R16年度】	増減	増減理由
総 数	4,698千m ³	5,303千m ³	605千m ³ 増	全国森林計画策定に伴う主伐計画数量の増加によるもの
前半5ヵ年	1,987千m ³	2,565千m ³	578千m ³ 増	

(2) 造林について

① 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P15～16）

前計画【10ヵ年：R2～R11年度】における前半5ヵ年【R2～R6年度】 実行結果			
項 目	計 画	実 行	実行率
造林面積	4,898 ha	2,094ha	43%
人工造林	4,149 ha	1,474ha	36%
天然更新	749 ha	620ha	83%

人工造林及び天然更新による造林面積は、2,094ha（実行率43%）となりました。

人工造林の実行率が計画を下回った要因としては、主伐の実行率が低位だったことや、林業従事者数の減少に加えて、主伐後の再造林経費が高いこと等が要因と考えられます。

人工造林については、主伐後の再造林が主となりますが、コンテナ苗を活用した主伐と植栽の一貫作業による造林コストの低減化などの普及啓発をより一層推進する必要があります。

② 前計画からの変更点（計画書 P36）

コンテナ苗の活用や低密度植栽の導入について、以下（朱書き）のとおりに加筆しています

計画書 P36	
b 植付けの方法	
通常穴植えとし、矩形植栽又は正三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定することとする。	
また、施業の効率性や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用や低密度植栽の導入に努める。	

③ 今回計画量（計画書P61）

人工造林面積及び天然更新面積の計画量を変更しています。

人工造林面積

区 分	前計画 【R2～R11年度】	今回計画 【R7～R16年度】	増減	増減理由
総 数	10,322ha	10,541ha	219ha増	主伐計画数量の増加によるもの
前半5ヵ年	4,149ha	5,089ha	940ha増	

天然更新面積

区 分	前計画 【R2～R11年度】	今回計画 【R7～R16年度】	増減	増減理由
総 数	1,637ha	1,906ha	269ha増	主伐計画数量の増加によるもの
前半5ヵ年	749ha	926ha	177ha増	

(3) 間伐について

① 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P15～16）

前計画【10ヵ年：R2～R11年度】における前半5ヵ年【R2～R6年度】実行結果			
項 目	計 画	実 行	実行率
間 伐 立 木 材 積	1,584千m ³	865 千m ³	55%
間伐面積（参考）	15,845h a	6,550 h a	41%

間伐については、間伐面積は6,550ha（実行率41%）であり、間伐立木材積は865千m³（実行率55%）となりました。

間伐の実行率が計画を下回った要因としては、長期的な木材価格の低迷や林業従事者数の減少等の問題に加えて、森林資源の成熟化に伴い多くの人工林が利用期を迎えていることが考えられます。

間伐を進めるためには、計画区域内における林業の中核を担う森林組合が経営基盤を強化し、地域林業のマネジメントができる体制づくりを行うとともに、森林所有者に対する働きかけを通して集約化施業を推進する必要があります。

② 今回計画量（計画書P61）

間伐の伐採立木材積の計画量を変更しています。

区 分	前計画 【R2～R11年度】	今回計画 【R7～R16年度】	増減	増減理由
総 数	2,279千m ³	1,960千m ³	319千m ³ 減	標準的な間伐 実施林齢（14～ 39年生）林分の 減少によるもの
前半5ヵ年	1,584千m ³	992千m ³	592千m ³ 減	

間伐面積（参考）

区 分	前計画 【R2～R11年度】	今回計画 【R7～R16年度】	増減	増減理由
総 数	22,795ha	19,609ha	3,186ha減	標準的な間伐 実施林齢（14～ 39年生）林分の 減少によるもの
前半5ヵ年	15,845ha	9,925ha	5,920ha減	

(4) 林道等の開設延長について

① 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P15～16）

前計画【10ヵ年：R2～R11年度】における前半5ヵ年【R2～R6年度】 実行結果			
項 目	計 画	実 行	実行率
林道等の開設	1,927 m	0 m	0%

林道等については、計画期間中の開設が行われず、既設延長は581kmのままです。林道の実行率が計画を下回った要因としては、平成28年熊本地震等による林道災害の災害復旧や災害の激甚化に対応できるよう既設路線の改良が優先されたことなどが考えられます。

路網の整備においては、地形に沿った線形を計画することにより開設費用を抑え、使いやすい道づくりを行いながら開設延長を延ばす必要があります。また、基幹となる林道と林業専用道及び作業道を効果的に組み合わせ、地域の資源状況や作業システムに応じて整備する必要があります。

近年、林道はその役割が見直され、頻発する自然災害時の避難や物資輸送路、電線や水道等のインフラ復旧時の通行のための代替路としても期待されていることから、費用対効果はもとより、リダンダンシーの確保にも配慮し、地域の状況に応じた優先順位により整備を進めることが重要です。

② 前計画からの変更点（計画書 P47～48）

災害時の避難路等として期待される林道の役割等について、以下（**朱書き**）のとおり加筆しています。

計画書 P47～48

(6) その他必要な事項

公道と連絡し森林と山村及び都市を結ぶなど、路網整備の骨格となる林道については、移動時間の短縮や一般車両の通行に見合った規格・構造となるよう配慮する。

また、育成単層林及び育成複層林の対象地にあつては、林道と継続的な使用に供する森林作業道の適切な組み合わせによる林内路網としての整備を推進する。

なお、道路整備の効果や効率性等を勘案し、総合的な視点での道路ネットワークの形成を図るため、各種道路管理者との連携・調整を行うほか、整備に当たっては、地域の生態系への配慮及び自然環境の保全に留意するものとする。

特に近年、林道はその役割が見直され、頻発する自然災害時の避難や物資輸送路、電線や水道等のインフラ復旧時の通行のための代替路としても期待されていることから、費用対効果はもとより、リダンダンシーの確保にも配慮し、地域の状況に応じた優先順位により整備を進めることが重要である。

③ 今回計画量

林道等の開設の計画量を変更しています。（計画書P61）

区 分	前計画 【R2～R11年度】	今回計画 【R7～R16年度】	増減	増減理由
総数	13,704m	9,041m	4,663m減	地域の実情に応じた開設計画へ変更
前半5ヵ年	1,927m	1,155m	772m減	

(5) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化について

① 前計画からの変更点（計画書P49～）

森林の集約化や林業未経験者を雇用する組織への支援、女性の活躍や定着、外国人材の適正な受け入れ、サプライチェーンの構築、合法木材の流通の促進について、以下（朱書き）のとおり加筆しています。

計画書 P49

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

令和元年度（2019年度）から開始された森林経営管理制度においては、森林所有者に対して適切な森林の経営管理への責務を明確化したうえで、森林所有者が森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託し、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施することとなっている。

このため、市町村において森林所有者等に対して経営管理に関する意向調査を進め、経営管理権集積計画を策定する等、当該制度を活用することを通じて森林の適切な管理を図るとともに、森林施業を効率的に実施する。

また、不在村森林所有者や森林を手放したい森林所有者が増加していることから、所有権の移転や森林の共有による集約化により本制度の活用の加速化を図る。

計画書 P50

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

イ 林業従事者の養成・確保

本計画区の人工林は成熟化が進み、伐採可能な森林が増加しており、資源の循環利用や造林・保育等の適切な森林施業を推進するうえで、その担い手である林業従事者の養成・確保が不可欠である。

なお、本計画区における林業就業者数は、令和2年（2020年）国勢調査によると868人で前回調査（平成27年:934人）と比較して66人減少しており、将来にわたって林業の担い手を確保するためには、新たな林業就業者の確保・定着を更に図る必要がある。

このため、本県では、「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）」に基づき令和5年度（2023年度）に策定した「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」により、林業労働力の育成確保のための施策や事業主等への指導・支援を推進することとしている。

具体的には、平成31年（2019年）4月の「くまもと林業大学校」の開校を契機に、育成基金及び関係者との連携のもと、林業系高校生やU・J・Iターン者等、林業就業希望者を対象として、就業に必要な技能・技術の習得のための研修や労働安全の研修、林業機械の取扱いから高性能林業機械の操作・メンテナンスまでの地域の実態に応じた研修等各種研修を実施する。さらに、令和6年（2024年）8月の職業能力開発法施行規則の改正に伴い新設された「林業職種」の技能検定の取得向上の取組み等により、優秀な林業従事者の育成に努めるとともに、女性の活躍や定着、外国人材の適正な受け入れ等に努める。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

イ 林業機械作業システムの確立等

林業生産性の向上、労働安全性の確保及び労働強度の軽減を図るため、スイングヤーダやプロセッサを活用した列状間伐等の実施や環境負荷の低減にも配慮した非皆伐施業に対応した新たな作業システムの確立及び普及に努める。

さらに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できるオペレーターの養成、機械作業に必要な路網や作業ポイントの整備を推進するとともに、(1)の森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化を促進することにより、高性能林業機械等の効率的な稼働に必要な事業量の安定的確保に努める。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材産業に係る施設等の整備

ウッドショックの影響による木材の輸入に係るリスクの顕在化等を背景とした国産材需要の高まりに応えるため、木材の安定供給及び品質の確かな製品の加工流通体制が重要となっている。

このことから、木材生産に必要な高性能林業機械やJAS製品の生産拡大を図るための施設整備、製材プレカット工場の生産・出荷管理の効率化、県産木材の新たな供給体制（サプライチェーン）の構築に向けた支援を行う。

また、カーボンニュートラル推進の観点から再生可能エネルギーの推進を図るため、木質バイオマスの安定的・効率的な供給に取り組む。

さらに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を関係者一体となって推進する。

4 森林の保全について

- ・「第4 森林の保全に関する事項」関係（「第6 計画量等」含む）

（1）森林の土地の保全について

① 前計画からの変更点（計画書P53～54）

危険な盛土による災害の防止や林地開発申請箇所の監視を強化するため、以下（**朱書き**）のとおり加筆しています。

計画書 P53～54

（3）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土砂の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うものとする。

また、盛土等による災害から県民の生命・身体を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準の遵守指導や林地開発申請箇所のパトロールを行うものとする。

イ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保や環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の防災施設、水の適切な処理のための調整池及び排水施設を設置するとともに、環境保全のための森林の適正な配置等、適切な保全措置を講ずるものとする。

ウ 開発許可を要する規模の開発を行う場合は、周辺に著しい影響を及ぼすことのないよう「熊本県林地開発許可制度実施要項」等により適切に行うものとする。その際、太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性や令和5年（2023年）4月1日から太陽光発電施設の設置を目的とした土地の形質変更を行う場合、その面積が0.5haを超えるものについて開発許可の対象として追加されたことを踏まえ、開発行為の許可基準に基づき適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮することとする。

なお、開発許可を要しない小規模な開発についても、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出」制度の運用等により、適切に行うものとする。

(2) 保安林について

① 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P16）

前計画【10ヵ年：R2～R11年度】における前半5ヵ年【R2～R6年度】実行結果			
項 目	計 画	実 行	実行率
保安林面積(期末)	26,727 ha	26,405 ha	99%

保安林指定面積（累計）は、計画の26,727haに対し26,405haとなり、ほぼ計画どおりの指定面積となりました。

今後も、土砂流出抑止や水源涵養等の森林の公益的機能の更なる発揮に期待が高まっていることを踏まえ、地域ごとに森林に求められる役割を勘案し指定を進めていく必要があります。

② 今回計画量（計画書P67～68）

保安林として管理すべき森林の種類の計画期首面積・計画面積・期末面積を変更（R2～R11→R7～R16）しています。

	計画期首 の保安林 面積 ①	区 分	計画面積		計画期末の 保安林面積 ①+②-③
			指 定 ②	解 除 ③	
総数	26,322ha	総 数	2,500ha	2ha	28,820ha
		前半5ヵ年	1,282ha	0ha	27,604ha
水源涵養のた めの保安林	21,361ha	総 数	847ha	1ha	22,207ha
		前半5ヵ年	437ha	0ha	21,798ha
災害防備のた めの保安林	4,676ha	総 数	1,653ha	1ha	6,328ha
		前半5ヵ年	845ha	0ha	5,521ha
保健、風致の 保存等のため の保安林	2,533ha	総 数	0ha	0ha	2,533ha
		前半5ヵ年	0ha	0ha	2,533ha

注）2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、種類別面積の合計と総数（実面積）は一致しない。

(3) 治山事業について

① 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P16）

前計画【10ヵ年：R2～R11年度】における前半5ヵ年【R2～R6年度】 実行結果			
項 目	計 画	実 行	実行率
治山事業施行地区	338 地区	325 地区	96%

治山事業の実施地区数は、計画の338地区に対し325地区（実行率96%）であり、ほぼ計画通りの実行率となりました。

本計画区の7割が火山灰土等の特殊土壌地帯であり、また急峻な地形が多いという現状を踏まえ、令和2年7月豪雨などの集中豪雨により発生した山地災害の復旧、予防対策や流域治水と連携した流木対策などに今後とも優先順位を定めながら計画的に取り組む必要があります。

② 今回計画量（計画書P70～73）

治山事業の計画量を変更しています。

区 分	前計画 【R2～R11年度】	今回計画 【R7～R16年度】	増減	増減理由
総 数	464地区	483地区	19地区増	豪雨災害等の復旧 に対応するための 増
前半5ヵ年	338地区	375地区	37地区増	

③ 前計画からの変更点（計画書P56）

既存施設の長寿命化対策やICT、新技術の推進のため、以下（**朱書き**）のとおり加筆しています。

計画書 P56

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、流域の特性に応じて、植栽、本数調整伐等の保安林の整備、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を図る。

なお、その際、流木災害リスクを軽減させる流木補足式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採など、流域治水の取組と連携した施策も図ることとする。

併せて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の導入を推進する。

(4) 森林の保護について

① 前計画からの変更点(計画書P54)

森林火災防止のための周知について、以下(朱書き)のとおり加筆しています。

計画書 P57

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の原因のほとんどは不注意な火の取扱い等の人為的なものであるため、林業従事者や工事関係者、森林レクリエーションのための入林者等に対し、強風時や乾燥期におけるたき火や火入れの防止、後始末の徹底等の周知を図ることとする。

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

また、地ごしらえ等のため火入れを実施する場合には、火入れに関する条例及び市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

地域森林計画変更計画（案）の概要

（緑川、球磨川、天草地域森林計画）

1 「第1 計画の対象とする森林の区域」関係

林地開発行為の完了や新規植林等により森林の現況に変動が生じたため、計画対象森林の区域（面積）を変更しています。（各地域森林計画変更計画書P2）

計画区	森林面積の数量			変更理由
	変更前	変更後	増減	
緑 川	54,571	54,681	110ha増	農地等から森林への編入による増、林地開発による森林外への転用による減など ※地籍反映に伴う再計算による増減を含む
球 磨 川	170,499	170,553	54ha増	
天 草	56,860	56,851	9ha減	

2 「第6 計画量等」関係

（1）林道の開設及び拡張に関する計画

計画区	区分	変更の数量（m）			変更理由
		変更前	変更後	増減	
緑川	拡張計画	300	478	+178	山都町・基幹林道菊池人吉線の改良計画の追加による増
球磨川	開設計画	10,000	16,032	+6,032	相良村・基幹林道四浦西線の開設計画の追加による増
球磨川	拡張計画	0	8,123	+8,123	五木村・基幹林道下梶原線の舗装計画の追加による増
球磨川	開設計画	6,050	6,794	+744	山江村・基幹林道山江球磨線の開設計画の追加による増
球磨川	開設計画	2,500	3,261	+761	球磨村・基幹林道山江球磨線の開設計画の追加による増

※拡張計画：既設林道の法面改良や舗装

（2） 治山事業に関する計画

計画区	治山事業の数量			変更理由
	変更前	変更後	増減	
緑 川	232地区	235地区	3地区増	気象災害の発生状況や保安林の荒廃状況を勘案して、実施地区を変更したことによる増
球 磨 川	431地区	480地区	49地区増	
天 草	152地区	157地区	5地区増	

熊本県森林審議会

報告事項

熊本県水とみどりの森づくり税について

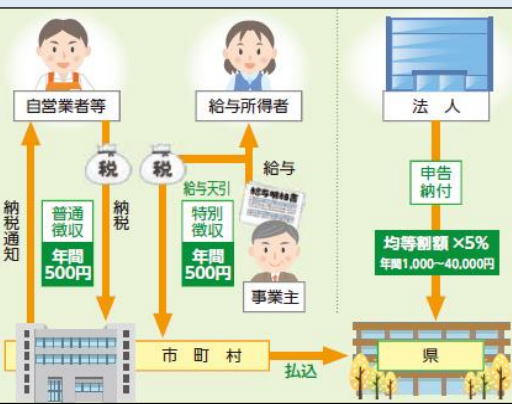
森 林 整 備 課

I 「県」及び「国」の税を活用した森林整備の取組①

水とみどりの森づくり税（県）

1. 税の概要

(1)税の仕組み



(2)導入

- H17年度
- ・5年を一期
- ・現在4期目（R2～R6年度）

(3)税率等

（県民税均等割超過課税方式）

- ①個人：年額500円
- ②法人：法人県民税均等割の5%相当額

(4)税収規模

約5億円／年

2. 使途の考え方

- 根拠
熊本県水とみどりの森づくり税条例（第1条 課税の目的）
- 県民が受ける恩恵を意識した事業やニーズに沿ったものとなるよう施策を展開

第4期

- ①「県民の安全安心を守り、次世代につなぐ森づくり」
（森林の公益的機能の維持増進）
- ②「県民全体で森に触れ、親しみ、支え、森の恵みを活かす意識づくり」（県民の意識醸成や啓発）

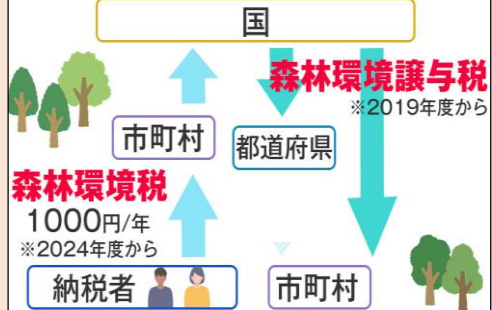
<参考>税充当のメルクマール

- ①税条例の課税の目的に合った事業
- ②原則として、これまでカバーできなかった新たな施策
- ③特定の者を利することのないように留意
- ④税に対する県民のイメージを損なわない事業

森林環境譲与税（国）

1. 税の概要

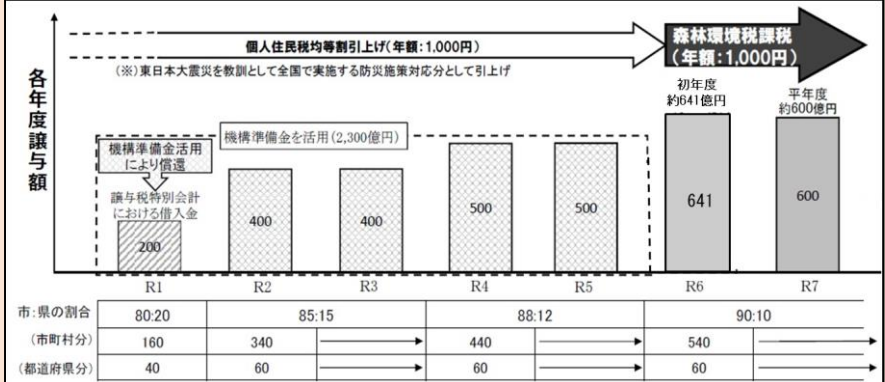
(1)税の仕組み



(2)譲与基準

- ①私有林人工林面積
<～R5年度> <R6年度～>
100分の50 → **100分の55**
- ②林業就業者数
<～R5年度> <R6年度～>
100分の20 → 100分の20
- ③人口
<～R5年度> <R6年度～>
100分の30 → **100分の25**

(3)県、市町村へ交付される譲与税額



2. 使途の考え方

- 根拠
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（法第34条）
- 市町村への譲与税の使途は、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされ、県への譲与税の使途は、市町村行政が抱える課題解決に向けた
①森林整備の推進、②林業担い手の確保・育成、③木材利用の促進等の事項に関する施策の支援に充てることとされている。
（産業支援も含めた施策の支援に充当）

I 「県」及び「国」の税を活用した森林整備の取組②

3.取組状況等

(1)これまでの税を活用した施策の推移

○ これまで、「公益的機能を発揮するための森づくり」、「森林を守り育てる人材の育成」、「木と親しむ環境づくり」などの取組みを実施。

(単位：百万円)	
第1期 (H17～H21年度)	2,174
①森林の公益的機能の発揮に向けた取組み	1,826
②県民参加の森林づくりを推進するための普及啓発に向けた取組み	348
第2期 (H22～H26年度)	2,104
①森林の公益的機能の発揮に向けた取組み	1,802
②県民参加の森林づくりを推進するための普及啓発に向けた取組み	302
第3期 (H27～R1年度)	2,187
①水源かん養機能などを発揮するための森林づくり	1,645
②森林の重要性を伝え、森林を守り育てるための担い手の育成	252
③森林や木材を活かした地域・景観づくり	290
第4期 (R2～R6年度) ※R6年度は予算額	2,752
①県民の安全を守り、次世代につなぐ森づくり	2,118
②県民全体で森に触れ、親しみ、支え、森の恵みを活かす意識づくり	634



(2)第4期の税の執行状況

(百万円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6 (予定)
税収額	498	502	498	498	494
基金残高	91	116	116	115	93
予算	554	565	578	614	587

→ R6年度末 基金残高ゼロ

(3)税の主な用途

第4期 (R2～R6年度) の主な取組内容と成果を次ページに掲載

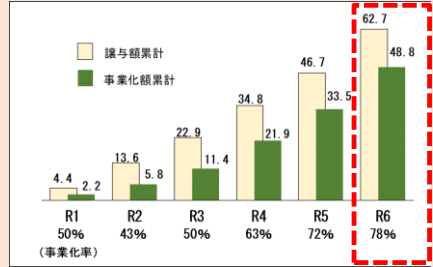
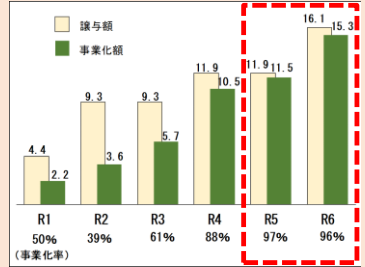
3.取組状況等

○市町村へ交付された森林環境譲与税の活用状況等

(1)税の執行状況

○ 活用状況は、令和6年度の譲与額16.1億円に対し、**15.3億円(96%)が予算化**。また、R1～6年度までの譲与額累計62.8億円の**約8割に当たる48.8億円が執行又は予算化**。

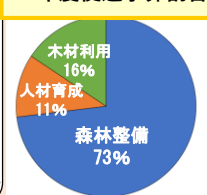
①市町村への譲与額及び事業化額 (単年度) ②市町村への譲与額及び事業化額 (累計)



(2)令和5年度の税の用途

- 森林経営管理制度の推進、森林整備や林道等の補修などの「**森林整備**」が**73%**。
- 木造公共建築物の整備や森林・林業・木材産業の普及啓発など「**木材利用**」が**16%**。
- 林業担い手の確保・育成などの「**人材育成**」が**11%**。

R5年度使用予算割合



○県へ交付された森林環境譲与税の活用状況

(1)税の執行状況

(百万円)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (予定)
譲与額	109	164	164	162	162	178
基金残高	-	-	25	128	161	115
予算額	109	132	145	167	223	227

→ R6年度以降 基金を取崩して事業化

(2)税の主な用途

- ・ 森林経営管理制度の運用に係る市町村のサポート (R5年度：15百万円)
- ・ くまもと林業大学校の運営 (R5年度：110百万円)
- ・ 中大規模木造建築物の設計を担う建築士の育成等 (R5年度：11百万円) 等

I 水とみどりの森づくり税第4期（R2～R6）の取組と成果①

第4期取組事業費（見込）：2,751,606千円

※事業費はR2～R5実績額+R6予算額
※面積・人数等はR2～5の実績値+R6見込値

1 県民の安全安心を守り、次世代につなぐ森づくり（2,117,360千円）

（主な取組と成果）

① 県民の安全安心を守る森づくり

- 十分な管理が行われていない森林における、針広混交林への誘導、流木被害の抑制に向けた溪流内の危険木除去（647,563千円）

【針広混交林化（強度間伐）を1,710ha実施】

- 花粉の少ないスギ品種の苗木生産の推進（195,065千円）
【スギ採穂（種）園を4.97ha造成】



【成果】針広混交林化による森林の持つ公益的機能の維持増進、危険木の除去による下流域の安全安心の確保

② 次世代につなぐ熊本の森づくり

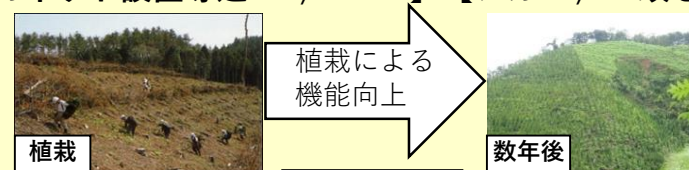
- 森林の公益的機能の維持増進に向けた再生林の推進（497,042千円）

【植栽（苗木補助を含む）を2,641ha実施】

【下刈りを4,233ha実施】

- シカによる樹木への食害・剥皮被害の防止に向けた捕獲や、防護柵の設置・補修（517,756千円）

【シカネット設置等延べ1,106km】 【シカ91,566頭を捕獲】



【成果】主伐後の再生林による森林の公益的機能の維持増進、シカ捕獲や防護柵設置等による森林の確実な再生

③ 森づくりを進めるための基盤づくり

- 地域の林業を支える自伐林家等育成のための技術研修会の開催や林業研究グループの連携強化に向けた活動の支援（35,978千円）
【技術研修会を延べ98名が受講】
- 森林吸収量のクレジット化に向けた取組支援の実施（33,971千円）
【森林由来のJ-クレジット創出に向けて17団体を支援】



【成果】地域の森づくりを支える人材の確保、J-クレジットを通じた企業参画による更なる森林整備の推進

I 水とみどりの森づくり税第4期（R2～R6）の取組と成果②

2 県民全体で森に触れ、親しみ、支え、森の恵みを活かす意識づくり（634,246千円）

（主な取組と成果）

① 森に触れ、親しみ、みんなで支える意識づくり

- ・ 住民団体、森林ボランティア団体が実施する森づくり活動の支援や、森づくり活動を促すための研修会・普及啓発の実施（311,853千円）
【植栽・下刈・間伐等に延べ102団体が参加】
【森林ガイドや自然観察等に延べ3,124人が参加】
- ・ 漁業者団体が実施する森づくり活動の支援（57,966千円）
【植栽等に延べ21団体が参加】



小学生の竹ぼっくり作り



漁業者団体による植樹



自然観察会

【成果】

次世代を担う子どもたちを含め、県民全体で森林に触れ親しみ、守り育てる意識を醸成
川上と川下が連携した森づくり活動の推進

② 森の恵みを活かす意識づくり

- ・ 木材利用の意義を啓発するイベントの実施、木製遊具や積木の貸出、木育インストラクターの養成、木育活動の推進（104,415千円）
【木製遊具・積木貸出 延べ147回】
【養成講座を開催し、延べ138人の木育インストラクターを認定】
- ・ 県産木材の利用による地域の特色を活かした景観づくり活動の実施（122,257千円）
【木製ベンチや木製塀等を延べ49地区に設置】



積木の貸出



木育インストラクター
養成講座



木製ベンチの設置



木製塀の設置

【成果】

森林の循環利用を支える、木材利用の意義・重要性への理解を醸成
多くの県民が木材を身近に感じる環境づくりの推進

II 森林・林業等を取りまく状況の変化と課題①

①令和2年7月豪雨災害などの自然災害の多発

(対応方向)
→緑の流域治水に資する山地災害に強い森林づくりを推進する必要

緑の流域治水

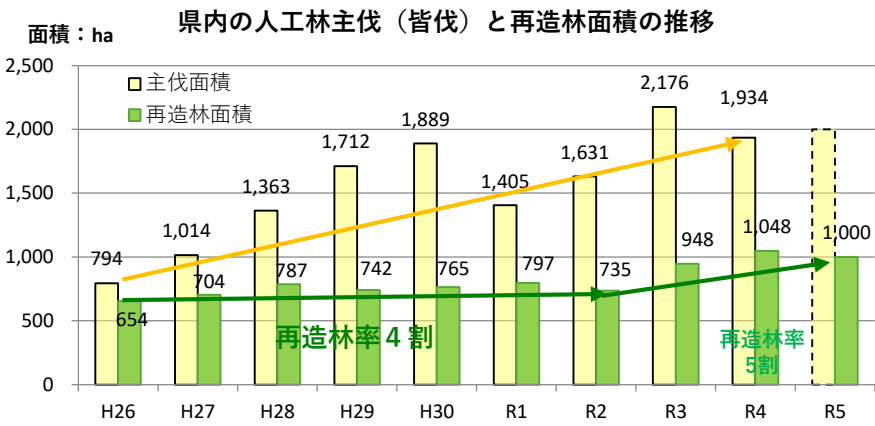


R2年7月豪雨被災状況

災害のリスクを低減させる森林づくり研修会

②森林資源の成熟・主伐面積の増加

(対応方向)
→次世代への森林の継承のため、再造林を推進する必要



(県庁森林整備課調べ)

③カーボンニュートラルやSDGsへの機運の高まり

(対応方向)
→県民・企業などの多様な支え手による森林づくりを推進する必要



企業による森づくり活動



④森林環境譲与税を活用した取組の進展

(対応方向)
→R元年に創設された「森林環境譲与税（※）」を活用した取組が県内で進みつつあることを踏まえ、「水とみどりの森づくり税」を活用した取組をより一層効果的に推進することができるよう検討する必要

※森林環境譲与税について、県では市町村行政が抱える課題解決に向けた支援、及び単独市町村での実施が馴染まない広域的課題に対する施策を実施

●熊本県が森林環境譲与税を活用して実施している主な取組

- ①森林経営管理制度の運用に係る市町村のサポート
- ②くまもと林業大学校の運営
- ③中大規模木造建築物の設計を担う建築士の育成等



市町村の森林整備をサポート



くまもと林業大学校の運営



大規模木造建築物現地検討会

II 森林・林業等を取りまく状況の変化と課題②

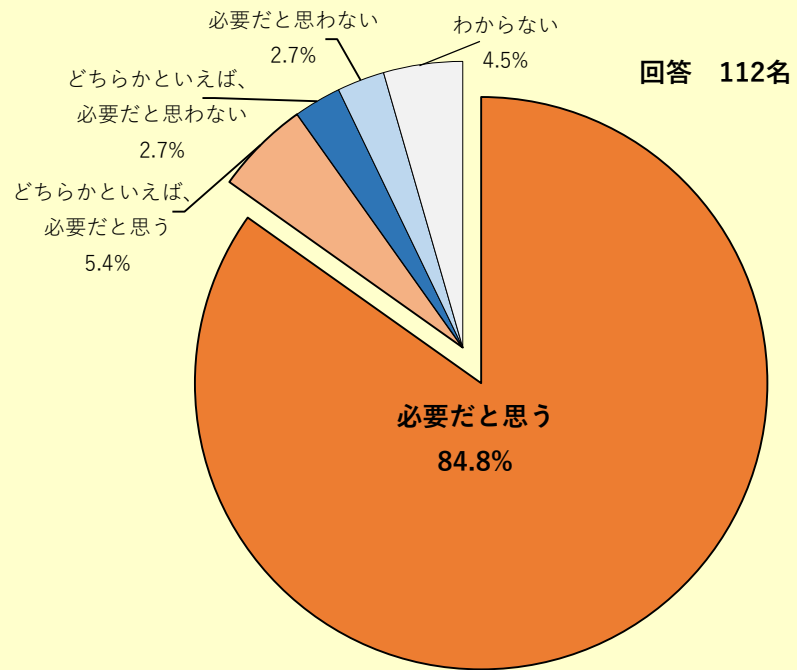
◇水とみどりの森づくり税を活用した取組みへの県民の意識

- ・令和6年8月9日（金）に県民を対象として森づくりシンポジウムを開催。
- ・参加者を対象に水とみどりの森づくり税に関するアンケート調査を実施。



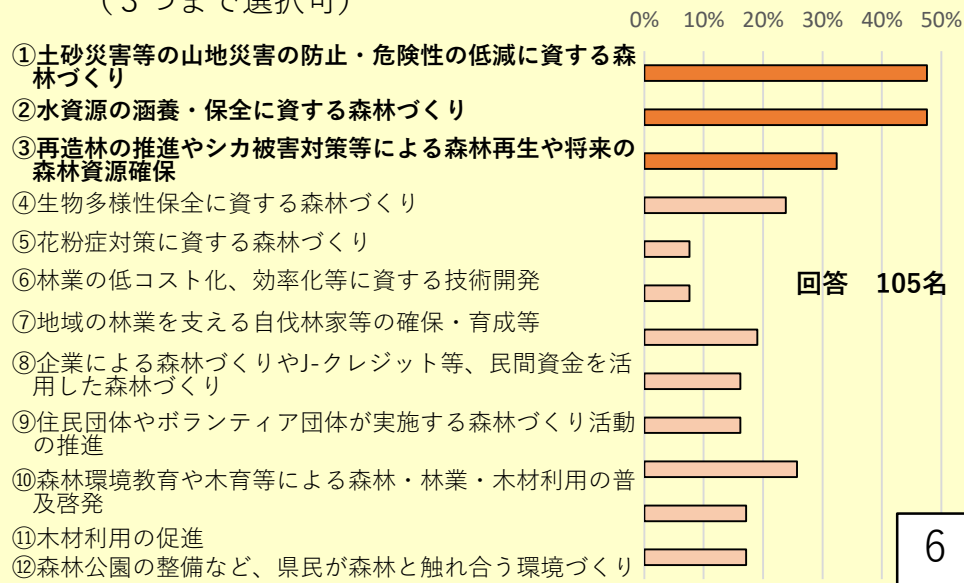
結論 1
◇85%が「森林の持つ公益的機能の維持・増進に資する取組は今後も必要だと思う」と回答。

問) 熊本県では、県民の皆様から「熊本県水とみどりの森づくり税」をご負担いただき、森林の持つ公益的機能の維持・増進に必要な森林整備や、森林環境教育、森林ボランティア活動等への支援などを行っています。
あなたはこのような取組みは、今後も必要だと思いますか。



結論 2
◇「水とみどりの森づくり税」を財源として取組むことが重要と考えられているものとして、
①土砂災害等の防止・危険性の低減への取組み
②水資源の涵養・保全への取組み
③再造林やシカ被害対策等による森林再生や森林資源確保への取組み
が上位。

問) 今後、「熊本県水とみどりの森づくり税」を財源として、取り組むことが重要だと考えるものを選んでください。
(3つまで選択可)



III 第5期（R7～11）に向けた方向性（案）

- ◎県民の安全安心を実現するため、森林の公益的機能の果たす役割はますます重要。
- ◎県民の期待に応え、森林の公益的機能を持続的に発揮させていくためにも、水とみどりの森づくり税活用事業の着実な推進・継続が必要。

◆税条例の趣旨を踏まえつつ、第4期の成果や森林・林業を取り巻く状況の変化、県民のニーズにも的確に対応することを主眼に、R7年度からの第5期の方向性・施策を以下のとおり検討。

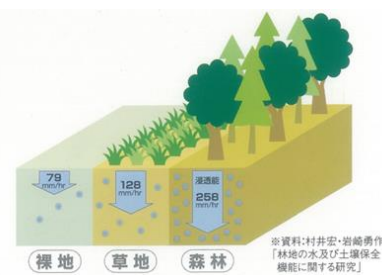
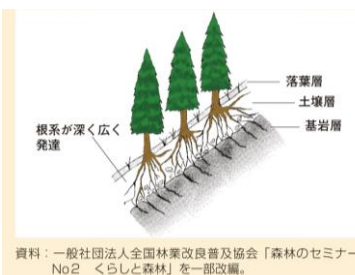
1 「県民の安全安心を守り、災害リスクを低減させる森づくり」

（想定される取組内容）

- ・ 災害リスクを低減させる森林づくりに向けた林地保全に配慮した林業の推進
- ・ 十分な管理が行われていない森林における針広混交林への誘導、流木被害の抑制に向けた溪流内の危険木除去
- ・ 山地災害の未然防止につながる森林パトロール など

森林の持つ山地災害防止機能や
水源かん養機能の発揮

出典：林野庁「森林・林業白書」



2 「次世代につなぐ多様で豊かな森づくり」

（想定される取組内容）

- ・ 伐採後の確実な再造林の推進
- ・ 植栽木に対するシカ被害の防止に向けた対策
- ・ 花粉症対策や生長に優れ下刈り回数の低減等に資する苗木生産の推進 など

エリートツリーの
生産推進



3 「みんなで森づくりに取り組む環境づくり」

（想定される取組内容）

- ・ 県民が主体となった森づくり活動の支援（ボランティアや企業・漁業者団体による森づくりの推進）
- ・ 森づくりに取り組む環境を支える森林由来のJ-クレジット創出に向けた支援の実施
- ・ 森林の有する公益的機能の維持増進を県民へ普及するための森林環境教育等
- ・ 多くの県民が利用する森林空間の整備・活用 など

J-クレジット創出
に向けた支援



森林審議会関係法令

森林法（昭和26年法律第249号）

第五章 都道府県森林審議会

（設置及び所掌事務）

第六十八条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

（組織）

第七十条 都道府県森林審議会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、第六十八条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

（会長）

第七十一条 都道府県森林審議会の会長は、前条第一項の委員が互選した者をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の委員が互選した者がその職務を代行する。

（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

森林法施行令（昭和26年政令第276号）

（都道府県森林審議会の部会）

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

熊本県森林審議会規則

〔 昭和 27 年 1 月 17 日規則第 1 号
最終改正 平成 18 年 3 月 27 日規則第 14 号 〕

（目的）

第 1 条 この規則は、熊本県森林審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（招集）

第 2 条 審議会は、会長が必要と認めるとき、又は委員の 3 分の 1 以上の請求があるときは、会長が招集する。

（議長）

第 3 条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

（定足数）

第 4 条 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

（決議の方法）

第 5 条 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第 6 条 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 2 の規定による開発行為の許可、同法第 25 条の規定による保安林の指定及び同法第 26 条の規定による保安林の指定の解除並びに森林病虫害等防除法(昭和 25 年法律第 53 号)第 7 条の 3 の規定による防除実施基準の策定及び変更、同法第 7 条の 5 の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定及び変更、同法第 7 条の 6 の規定による樹種転換促進指針の策定及び変更並びに同法第 7 条の 9 の規定による地区防除指針の策定及び変更に関する事項を分掌させるため、審議会に、森林保全部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の運営については、第 2 条から第 5 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に所属する委員」と読み替えるものとする。

（報告）

第 7 条 会長は、審議会の決議事項の要旨を、遅滞なく、知事に報告しなければならない。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、農林水産部において処理する。

（雑則）

第 9 条 この規則に定めのあるものを除く外、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県森林審議会事務分掌

- 1 森林法第5条の規定による地域森林計画の樹立、又は変更についての諮問に答えること。

森林法第6条第3項 …… 都道府県知事は、第1項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。この場合において、当該地域森林計画に係る森林計画区の地域内に第7条の2第1項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

- 2 森林法又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項について、建議をすることができる。

森林法第68条第3項 …… 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

- 3 森林法の施行に関する重要事項についての諮問に応じて答申すること。

（森林計画、保安施設、土地の利用、森林組合等の諸制度運用上の重要問題のほか、新たな制度の新設等に関する事項）

森林法第68条第2項 …… 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

《森林保全部会の事務分掌》

森林法施行令第7条及び熊本県森林審議会規則第6条により森林保全部会が分掌する事務。

森林法施行令第7条 …… 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって総会の決議とすることができる。

- 4 森林法第10条の2の規定による開発行為の許可についての諮問に答えること。

森林法第10条の2第6項 …… 都道府県知事は、第1項の許可（開発行為の許可）をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

- 5 同法第25条の2の規定による保安林の指定及び同法第26条の2の規定による保安林の指定の解除についての諮問に答えること。

森林法第25条の2 …… 都道府県知事は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書き及び同条第2項の規定を準用する。

2 都道府県知事は、前条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書き及び同条第2項の規定を準用する。

3 都道府県知事は前2項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

森林法第26条の2 …… 都道府県知事は、民有林である保安林（第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するために指定されたものにあつては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 都道府県知事は、民有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 前2項の規定により解除をしようとする場合には、第25条の2第3項の規定を準用する。

6 森林病虫害防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3の規定による防除実施基準の策定及び変更、同法第7条の5の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定及び変更、同法第7条の6の規定による樹種転換促進指針の策定及び変更並びに同法第7条の9の規定による地区防除指針の策定及び変更に関する事項についての諮問に答えること。

森林病虫害防除法第7条の3第3項 …… 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴くとともに、農林水産大臣に協議しなければならない。

森林病虫害防除法第7条の5第2項 …… 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更については、第7条の3第3項及び第4項の規定を準用する。

森林病虫害防除法第7条の6第3項 …… 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

森林病虫害防除法第7条の9第3項 …… 地区防除指針については、第7条の6第3項及び第4項の規定を準用する。